

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 1 月 29 日（金）第3182号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

○一般競争入札公告 (管財課取扱い) 1

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

なお、入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法によるものとし、同項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、別冊のとおりである。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
鹿児島県行政庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県行政庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、平成28年 2 月 19 日までに書面により通知する。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A 級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から本役務の調達落札決定の日までの間に、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第 3 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (6) 営業開始後 2 年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後 2 年を経過しているものであること。

- (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (8) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保が可能であると認められる者であること。
- (9) 1 の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (10) 1 の(1)の清掃業務に従事する責任者として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (11) 1 の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成28年 3 月 23 日 午後 3 時 30 分
- イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階） 1 - A - 2 会議室
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (㊦) 交付場所 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- (㊧) 交付期限 平成28年 2 月 12 日 午後 5 時 15 分
- (4) 技術提案書
- 入札に参加する者は、入札説明書に定める方法により、平成28年 3 月 7 日 午後 5 時 15 分までに技術提案書を提出すること。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
- 3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者で，入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をしたものの中から，落札者決定基準で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3798

11 その他

- (1) この入札は，この調達に係る平成28年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は，平成28年4月1日に確定する。